

奥能登未来創造センター（仮称）（設計・施工）整備工事 公募型プロポーザル実施要領

目 次

1 実施の目的	1
2 事業の概要	1
3 参加資格	2
4 質問の受付及び回答	3
5 参加申込書の提出	4
6 企画提案書の提出	4
7 企画提案書等の審査	5
8 主な審査基準	6
9 審査結果の通知及び公表	6
10 契約の締結	6
11 契約及び支払い条件	7
12 失格事項	7
13 その他	7
14 担当部局(各種書類の提出先及び問い合わせ先)	8

別紙 1 建設計画位置図

別紙 2 要求水準書

別紙 3 仕様詳細書

奥能登未来創造センター（仮称）（設計・施工）整備工事 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

石川県奥能登地域の能登高等学校、輪島高等学校、飯田高等学校、門前高等学校および穴水高等学校の奥能登5校（以下、5校という。）では、令和6年能登半島地震及び度重なる豪雨災害により、転出者数が増加傾向となっている。

上記のように生徒数の減少が激しい奥能登地域において、小規模校においても生徒の学びの質を確保していく方策として、石川県としては5校を一体的なネットワークとして構想している。各校舎を拠点として維持しつつ、学習資源を共有し、遠隔授業や合同活動、地域活動等を組み合わせ、生徒が「いつでも・どこでも・だれとでも」学ぶことを選べる学習環境を構築する。

そのための5校の共同利用施設として「奥能登未来創造センター（仮称）」を能登空港敷地内に設置し、奥能登の生徒のみならず奥能登地域外の生徒も「奥能登で学びたい」と思ってもらえる学びの場を創生する。5校の生徒が一同に参集できる大研修室等を備えた教育施設を整備するため、豊富な実績と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術を有する契約候補者を、公募型プロポーザル方式（設計・施工同時発注方式）により、選定する。

なお、奥能登未来創造センター（仮称）の構想は、国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に県として申請し、採択を受けたものである。

【参考】文部科学省ホームページ「令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の採択結果について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/mext_00074.html

2 事業の概要

(1) 工事名称

奥能登未来創造センター（仮称）（設計・施工）整備工事

(2) 工事場所

石川県輪島市三井町洲衛 10-10-4

(3) 工期

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 工事内容

奥能登未来創造センター（仮称）の整備に係る設計及び工事一式

(5) 契約上限額

1,100,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(6) 発注方式

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 23 年度から令和 7 年度まで（過去 15 年）に、延床面積 1,000 m²以上の新築、増築又は改築工事（改修は除く）の施工実績があること。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）、もしくは複数事業者が組織する共同事業体（以下「共同事業体」という。）にあたっては、施工業務を担当する代表者もしくは構成員のどちらかに前述の施工実績があること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (6) 設計業務に関し、次の条件を満たしていること。
 - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (7) 施工業務に関し、次の要件を満たしていること。
 - ア 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者をこの工事に配置できる者であること。
 - イ 一級又は二級建築施工管理技士（種別：建築に限る。）の資格を有する者をこの工事に配置できる者であること。
- (8) 共同企業体、もしくは共同事業体による応募も可能とするが、これらを結成して応募する場合は、参加申込書の提出期限までに委託事業者全体を統括する代表者を定めた共同企業体協定書、もしくは共同事業体協定書を締結し、石川県に 1 部提出すること。ただし、期限までに提出できない場合に限り、「担当部局（各種書類の提出先及び問い合わせ先）」に問い合わせること。また、上記（1）、（3）～（5）の応募資格について構成員全員が、（2）、（7）の応募資格については施工業務を担当する構成員が、（6）の応募資格について設計業務を担当する構成員が満たすこと。

- (9) この事業に係るプロポーザルに参加する者は、他の共同企業体、もしくは共同事業体の構成員でないこと。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領、要求水準書、仕様詳細書、参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する事項のみとし、評価及び審査に関する質問は受け付けないものとする。

(1) 提出期限

令和8年11月5日（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式第1号）により、電子メールにて「担当部局(各種書類の提出先及び問い合わせ先)」まで提出し、電話にて到達の確認をすること。メールの表題は、「奥能登未来創造センター（仮称）（設計・施工）整備工事公募型プロポーザル実施要領等への質問」とすること。

(3) 回答期限

令和8年11月13日（予定）まで

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、電子メールで送信する。なお、回答は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

(5) その他

奥能登未来創造センター（仮称）の構想については、「1 実施の目的」に記載のとおり、国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の採択を受けており、国への申請内容に基づいた情報を参考としてホームページ上にて別途公開することとする。

【参考】 想定スケジュール

公示	令和8年10月20日
国への申請内容に基づいた情報の公開	令和8年10月28日（予定）
質問票の提出期限 ※様式1参照	令和8年11月5日（必着）
質問の回答	令和8年11月13日（予定）
参加申込書の提出期限 ※様式2参照	令和8年11月20日（必着）
提案書の提出期限	令和8年12月14日（必着）
提案内容のプレゼン・審査委員会	令和8年12月下旬
選定結果の通知・公表	令和8年12月下旬
契約の締結	令和8年12月下旬

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 2 号）
- イ 配置予定技術者調書（主任技術者、監理技術者等）（様式第 3 号）
- ウ 国税納税証明書
- エ 都道府県税納税証明書

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（必着）

(3) 提出方法

「担当部局(各種書類の提出先及び問い合わせ先)」に（1）ア～エの電子データ（PDF 形式）を電子メールで提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式任意：A3 版】

- ・奥能登未来創造センター（仮称）のテーマやコンセプトを明確にするとともに、大研修室や教室の内容、利用方法等を掲載すること。
- ・施設内のレイアウトや設備等を掲載すること。
- ・利用者の安全・安心への配慮及び維持管理等について掲載すること。

イ 配置図【様式任意：A3 版】

- ・敷地内の配置平面図を掲載すること。

ウ イメージ図（施設全体等）場合によっては写真使用も可【様式任意：A3 版】

目次（A4 判）、ページ番号を付すこと。（表紙及び目次は提案枚数に含まない。）

会社名が判別できる表現、ロゴ等、一切記載しないこと。

※ア～ウの提案枚数は A3 版 4 枚以内とすること。

エ 提案見積書【様式任意：A4 版】

- ・今回の提案に必要な整備に係る設計・施工工事費等の経費の見積もりを掲載すること。
- ・施設を保守管理する上で、施設完成後 5 年間必要な経費の見積もりを掲載すること。
- ・整備後の施設を原状復帰・撤収するために必要な経費の見積もりを掲載すること。

※提案見積書に記載いただく費用は、当該提案を実現するために必要な整備（設計・施工）に係る経費に加え、施設完成後の維持管理および撤去に要する経費についても参考として算定いただくものです。なお、維持管理費及び撤去費は本契約の対象外であり、将来の事業計画及びライフサイクルコストの把握を目的として提出をお願いします。

※プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください。

オ 業務実施工程表（設計、施工の工程）【様式任意：A3 版 1 枚】

カ 業務実施体制報告書 【様式第 4 号：A4 版】

・総括管理、設計、工事監理、建設の各個別業務の業務責任者等を分かりやすく記載すること。

キ 類似業務受注実績及び財務状況報告書【様式第 5 号：A4 版 1 枚】

(2) 提出期限

令和 8 年 12 月 14 日(必着)

(3) 提出方法

「担当部局(各種書類の提出先及び問い合わせ先)」に持参又は郵送すること。郵送の場合、期限日時までに必着

(4) 提出部数

正本(会社名記載あり)1 部 副本(会社名記載なし)8 部 電子データ(PDF 形式)1 式

※インデックスを付け、正本・副本それぞれ1 部ごとにクリップ止めし、製本しないこと。副本については、審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できるものを記載しないこと

※電子データ（PDF 形式）については提出期限内に電子メール、大容量ファイル転送サービス等で提出すること

(5) 留意点

ア 企画提案書は、1 事業者につき 1 提案とする。

イ 提出後における提案書の内容変更、差替えや再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 6 号）を電子メールにより提出すること。

7 企画提案書等の審査

本実施要領、要求水準書、仕様詳細書等に基づき提出された企画提案書等について、奥能登未来創造センター（仮称）（設計・施工）整備工事審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置し、提案事業者等の参加による審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行い、プレゼンテーション実施者の絞り込みや実施時間の短縮をする場合がある。

(1) 実施日時

令和 8 年 12 月下旬

(2) 実施方法

出席者は、1 事業者 3 人以内とし、プレゼンテーション等の時間は、1 者につき 25 分

程度(プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 15 分)とする。内容は、企画提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追加提案)は、禁止とする。

(3) その他

- ・実施日時及び実施方法は後日通知する。
- ・プレゼンテーション等はw e b 会議ツールを用いて実施する。(オンライン形式)

8 主な審査基準

(1) 教育効果の充実性

- ・小規模校同士の高校生が集合型学習活動を通じ切磋琢磨する教育施設として、魅力的な提案となっているか。
- ・大人数の高校生が集合して実施する共通の学校設定教科「奥能登学」や探究活動の合同発表会等の集合活動での利用を想定した居室を備えているか。
- ・大学等高等教育機関、企業等民間団体の多様な主体との共同利用（生徒の探究活動とも接続した産学連携型の教育活動）、あるいは各主体が単独で利用すること（コワーキングスペース、イベント会場等としての活用）を想定した施設となっているか。
- ・配信スタジオは配信に適した居室となっているか。

(2) 安全・安心への配慮、維持管理

- ・利用者が快適・清潔にストレスなく利用でき、ユニバーサルデザインを取り入れているか。
- ・施設のメンテナンスに関して配慮・検討されているか。

(3) 過去の実績・実施体制等

- ・提案内容を適切に遂行できる専門性や過去の実績を有し、適切な財務体制となっている事業者か。
- ・提案内容を適切に遂行できる実施体制（人員配置等）を構築しているか。
- ・提案内容を適切に遂行できるスケジュールが設定されているか。
- ・見積額が提案上限額以下となっているか。見積額が適正であるか。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 通知日 令和 8 年 12 月下旬

(2) 通知方法 参加申込者に書面により通知

(3) 公表 石川県のウェブページにて掲載

※ 審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

10 契約の締結

契約候補者と契約内容及び見積額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容変更等を含む)協議が整い次第、速やかに見積書を徴収し、設計を随意契約の方法で速やかに契約を締結する。

施工については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年県条例第 6 号)第 3 条の規定により、予定価格 500,000 千円以上の場合、事前に石川県議会の議決を要するので、随意契約の方法で仮契約を締結する。当該仮契約は、石川県議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。

ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

なお、契約締結時には建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受け、経営事項審査の結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)を取得していること。

契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

11 契約及び支払条件

石川県財務規則第 131 条の規定に基づく。

12 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積額が契約上限金額を超過した場合

13 その他

- (1) 建設工事請負契約については、事前に石川県議会議決を要するので、これを踏まえた業務実施工程表を提出すること。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。

- (7) 業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (8) 期間中に、石川県から業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (9) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (10) 審査委員会の審査内容については開示しない。
- (11) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (12) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (13) 現地視察が必要な場合は、石川県に連絡し、敷地利用者の妨げにならない範囲で行うこと。
- (14) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (15) 参加申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更が生じた場合には、石川県と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

14 担当部局（各種書類の提出先及び問い合わせ先）

石川県教育委員会事務局教育政策課 県立高校魅力化推進室

〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1957

メールアドレス: suishin@pref.ishikawa.lg.jp

受付期間：土日祝祭日を除く午前9時から午後5時15分まで